

福祉避難所ワーキンググループ（第4回） 議事録

日 時：平成28年2月1日（月）13:30～15:00

場 所：日本赤十字社本社 101会議室

出席者：矢守座長、宇田川、浦野、及川、河崎、三瓶、佃、寺尾、各委員

内閣府（防災）：加藤統括官、中村参事官

事務局（日赤）：西島部長

○西島部長 それでは、定刻より少し早い時間でございますけれども、皆さんおそろいでございますので、第4回の「福祉避難所」ワーキンググループを開催いたします。

本日はお忙しい中、当ワーキンググループに御出席いただき、まことにありがとうございます。

初めに、本日の出席状況でございますが、天野委員、石井委員、石川委員、伊藤委員、川合委員、田村委員、永瀬委員、中村委員、合計8名の委員の方々は、所用のため御欠席ということでございます。

本日、宮城県看護協会の佃会長、佃委員が初の御出席でございますので、佃委員を御紹介させていただきます。

○佃委員 よろしくお願いいいたします。宮城県看護協会の佃でございます。

○西島部長 続きまして、お配りしております資料の御確認をお願いいたします。恐れ入りますが、次第を御覧いただきたいと思っております。本日の配付資料でございますが、次第にお示ししているとおりでございます。資料ナンバー1から資料ナンバー5まででございます。

過不足ございませんでしょうか。後ほどでも結構でございますので、お気づきになりましたら、事務局へおっしゃっていただければと思います。

それでは、矢守座長、これからの議事進行につきまして、よろしくお願いいいたします。

○矢守座長 皆さん、こんにちは。年度末が近づいてお忙しいところ、御参加いただきました委員の皆様には本当に万障繰り合わせていただきまして、ありがとうございます。

本日もよろしくお願いをいたします。第4回目ということで、本日は一応最終、このワーキングとしては最後の会を予定しているということでございます。

では、本日は1時間半予定ということで、時間も限られておりますので、早速議事に入ってまいります。

今、事務局からも御案内がありましたように、次第を御覧いただきまして、議題の確認をさせ

ていただきます。本日は4回目ですので、3回目のワーキング、前回たくさんの方の論点を出していただき、ほぼ中身固まってきたかなという感じですが、その振り返りを少しいたします。それからその次に、ガイドラインの改定ということが本ワーキングのメインミッションでございますが、その新ガイドラインの案について御審議をいただきます。それから、ガイドライン、新ガイドラインをつくと同時に、そこに必ずしも現時点では盛り込めなかった論点、しかし重要な論点については当ワーキングとしての報告書をつくること、それから、親検討会へ提案を上げることというのは既に委員の皆様にも御了解をいただいているところです。その件について御審議をいただくのが3です。そして最後、4ということで、今後も含めてガイドライン等の取りまとめについて御審議をいただくということで進めてまいります。

本日は、この2番の議題、ガイドラインの案に関する議論、これが中心的な議題ですので、そこについて皆様から具体的に御意見を伺いたいなと思っております。こちらにつきましては、事務局で既に整理を行っていただき、関連する資料等は既に皆様にもお送りをしているところですので、本日は議論に集中する意味もあって、既に内容は御確認いただいているということで進めてまいりたいと思います。

それから、さっきも言いましたが、ガイドラインとは別に取りまとめをする予定の報告書についても、後ほどお時間をとって議論いただくということです。

ということで、本日の予定についてはよろしいでしょうか。

それではよろしく願いをいたします。

では、初めにということで、まず、前回、第3回の振り返りをしてみたいと思います。

では、事務局から、資料に基づいて御説明をお願いします。

○西島部長 それでは、議題1の内容でございます。第3回、これまでの3回のワーキンググループの振り返りということでございます。

資料ナンバーでは2でございます。福祉ワーキンググループでの検討状況でございますが、こちらに、これまで実施いたしました3回のワーキングの主な御意見につきまして、特に新しいガイドラインの案に関連する部分を中心にポイントを整理しております。

第2回までの御意見につきましては前回のワーキンググループでお示ししており、第3回につきましても、ページでいきますと4ページ、5ページに整理をさせていただいております。これらを受けまして、7ページ以下にガイドライン等に反映すべき事項と内容を整理しております。

事前に御確認いただいているとの前提で、詳細の説明は省略いたしますが、こちらの資料につきましては、既に昨年12月16日に開催されました避難所の確保と質の向上に関する検討会、い

わゆる親検討会へ報告済みでございます。こちらの内容につきましては、私のほうから報告をさせていただきます、御了解をいただいております。

ガイドラインへ反映すべき事項につきましても、視点の漏れ、抜けがないかということにつきまして、特に御確認をいただきたいと思っております。

以上で議題の1、資料の御説明を終わらせていただきますが、ぜひ御意見を賜りたいと思いません。よろしくお願いたします。

○矢守座長 ありがとうございます。

ということで、この部分は前回の議論の確認ということですが、何か、これは落ちているのではないかとかいうような点がありましたら、お出しいただきたいと思いません。いかがでしょうか。

○河崎委員 特にございません。

○矢守座長 大丈夫そうですか。

大丈夫そうですね。河崎委員がないということですから、なさそうということ。

では、これも含めて、次の議題に2がメインということなので、前回の部分はこれで御了解を、親検討会でも御報告いただきましたし、御確認していただいたということにしたいと思いません。ありがとうございました。

では、早速ですけれども、本日一番大事な議題ということであります議題2のガイドライン(案)の議論について、これもまず事務局から御説明をお願いします。

○西島部長 それでは、続きまして資料ナンバー3と4でございます。3につきまして、パワーポイント資料、新しいガイドラインの整理をしたものでございます。資料ナンバー4のワード版が、ただいま今作業中でございますけれども、ガイドラインの新しいものでございます。先ほど御説明いたしました検討結果の整理を踏まえまして、事務局において資料ナンバー4は、加筆修正作業を今現在進行中でございます。

大変恐縮でございますが、事前にお届けして各委員の皆様方におかれましては御確認いただいていると前提で、詳細の説明は省略いたしますが、全般的に見やすさ、それとわかりやすさということに心がけておりますが、詳細はまた別途御報告いたしますけれども、この内容につきまして、事前に御連絡いただいている委員もいらしゃいますが、この場で御意見、御指摘等をいただければありがたいと思いません。

以上でございます。

○矢守座長 ありがとうございます。

本日はちょっと説明は省略ベースで進めておりますが、委員の皆様は既に御覧いただいている

ものというように思っております。御了承ください。

では、今、事務局から御説明ありました資料について、特にこのガイドラインの案の、これは骨子と言えはいいのでしょうかね、まとめていただいた3の資料、それから、本体というべき4の資料、これに関して、それでは、御意見をいただきたいと思えます。どうぞ。

三瓶委員からどうぞ。御自由をお願いします。

○三瓶委員 いいですか。4ページなのですが……

○矢守座長 本体のほうですか。

○三瓶委員 本体です。

○矢守座長 ナンバー4の資料ですね。

○三瓶委員 4ページです、はい。そこの「特別養護老人ホーム又は…」というくだりがあるのですが、これは、前にもお話をしたかと思えますが、原則として対象としないという形なのですが、この文言がひとり歩きをして、各市町村等の防災計画から外れるというのがあるのですね。そこが外れますと、要するに取り残されるという形が出てくる。特に大規模災害の場合、取り残されるケースが多くなるということで。

本日、私のほうでつくった「避難弱者」という本をお持ちしていますので、後で読んでいただきたいのですが、取り残されたがゆえにどうにもならない。弱者であるがゆえに、職員だけではどうにもならない。観光バス等では避難もできない等々がありまして、その辺については、この「対象としない」という文言、できるのであれば外していただけることのほうがより適切なのかなというふうに思っておりますので、御配慮をいただければと思えます。

○矢守座長 ありがとうございます。

これについては、事務局に伺ってもいいのですが、まず、ほかの委員の方から、この点について御議論、御意見いかがでしょうか。

どうぞ、寺尾委員、お願いします。

○寺尾委員 私も三瓶委員と同じ意見でございまして、もう少し丁寧に書かないといけないのではないかと。福祉施設が被災したときには当然同種の社会福祉施設に移動して必要なサービスを受けるべきだというように具体的に書くべきであって、いわゆる福祉避難所で処遇できるのかどうかという観点で書いてあるからこういう書き方になっていると思うのですけれども、もう少し丁寧な書き方がいいのではないかなという感じがしております。

以上です。

○矢守座長 ありがとうございます。

ほかにかがですか、この論点。

確かに、「原則として福祉避難所の対象とはしない。」というこの一文の意味も、ちょっといろんな意味にとられかねないような気はいたしますね。事務局、いかがですか。

○西島部長 寺尾委員の御指摘や三瓶委員の御指摘を踏まえまして、丁寧に記述をさせていただきます。

○矢守座長 ありがとうございます。では、具体的どう記述するかについては……

○西島部長 個別に御対応させていただいて、最終確認させていただきたいと思います。

○矢守座長 そうですね。個別に委員の皆さんに御確認いただいて、私ももちろん確認をさせていただきますし。

重要な論点、ありがとうございました。

ほかにかがでしょうか。どちらの資料でも結構です。該当箇所をちょっと最初に言っていただきますと、皆さん、そこを御覧いただけますので、よろしくをお願いします。

どうぞ、寺尾委員、お願いします。

○寺尾委員 恐れ入ります。4の1の1のところ、16ページから17ページにかけてでございますが、福祉避難所はどちらかという福祉施設を中心に設置されるという前提のもとで書いておられるのですけれども、その中で処遇を確保するための人員確保が大切だというように書いてございます。

そもそもが福祉施設の利用者の処遇を担保しながら福祉施設へ避難してきた方々をいかにして支援できるのか。ボランティアや応援体制の確保ができれば短期間であれば、何とか対応できるかと思えます。

その前提条件として、災害域外から同種の社会福祉施設や職能団体の応援が必要となってまいります。これは、各自治体あるいは各福祉避難所単位で連携するようにはなっていますが、

各避難所ごとに個別に全国団体に対して支援を、事前に協議をするとなると手間がかかり過ぎるのではないかなという気がしますので、東日本のような大規模災害が起きたときには、国と支援団体のほうで派遣計画であるとか、事前の準備をしておくほうがより効率的・効果的ではないかというように考えております。

○矢守座長 ありがとうございます。

今の論点、ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。報告書というかガイドラインの本体の、直接的には17ページの記述について特に御指摘いただいたように思いますが。この協力関係の具体的な中身ということだというように私は受け取りました。災害のサイズなどによってもちょっと

変わってくるのかもしれませんが、各福祉避難所にそういった協力体制を構築するような戦略と、そうじゃなくて、今、寺尾委員に御指摘いただいたのは、もう少し、特にサイズが大きくなったときというニュアンスを込めておっしゃっていただいていたように思うのですが、中央が少しコントロールをちゃんとするようなやり方をしないと、かえって混乱を招くような場合もあるんじゃないかという御指摘だったと思うので、いかがでしょうかね。このガイドラインにどこまで書き込むか、どのように書き込むかということかなと思うのですけれども。

どうぞ、お願いします、及川委員。

○及川委員 今、寺尾委員からお話がありましたように、確かに地域では、個別の協議等を進めていいんでしょうが、全体的にやっぱり大きい団体、各、全国に大きい団体として組織されているところは国とよく連携をして、下部団体と、全国の下部団体と連携しておいた、そのすき間を埋める形というのは今、今回提案されたようなですね。表記はいいと思うのですが、やはり国との連携を大きな団体がきちんとしておくという意味では、私も寺尾委員の意見に賛成ですので、そういう表記をしていただけるとありがたいなと思います。

東日本大震災のときは、やっぱり個々の人はもちろん、個々の事業所が余り動いていないのですね。そのこのところはこのような表記でいいと思います。

ただ、寺尾委員も先ほどお話しされましたように、全国の各大きい団体は国との連携を密にしておいて、そして、そのすき間を埋めるという意味で、今回提案いただいたような表記にさせていただくと、大所高所に対応の、災害の規模に応じてもよく対応できるガイドラインになるのではないかなというように思いますので、そのようにお願いできればと思います。

以上です。

○矢守座長 なるほど。ありがとうございます。

ほかの委員の皆さん、いかがですか。

河崎委員、お願いします。

○河崎委員 すみません、実は1月の20日ぐらいに、私のほうはこのガイドラインの案を読ませていただいて、60項目ほど、いろいろ質問させていただいています。

その中で、都道府県の役割についてどうするかということについて御回答いただいている部分がありまして、今回のガイドラインはあくまで自治体向け、市区町村向けということで、都道府県の役割もここに明記すればどうかというようなことに対してのお答えが、応用編で対応すればいいのではないかと回答をいただいています。

そのことからさらに発展させて、いわゆる全国組織というものについても応用編のほうにしっ

かりと位置づけるような形にすれば、ちょっとはこのガイドラインの中で明確になるのではないかというように今思わせていただきました。

○矢守座長 ありがとうございます。

河崎委員から具体的な御提案もいただきましたが、御議論の中で、要するに、ここで言っている協力関係というものについて、事前に全国的な水準で関係団体が国と特によく関係をつくっておく。そこに、今、河崎委員から御議論もいただいた、都道府県にも一定の役割を果たしていただくという部分と、それから、及川委員の言葉では、すき間を埋めるとおっしゃったですかね、細かなところで、それでは足りない部分は今回のような書き方でもいいんじゃないかと、あるいは、今回のような書き方から推察される協力関係も重要であるという御指摘をいただいたかと思いますが。

ここでちょっと事務局に伺ってみましょうか。いかがでしょうか、今のことを含めて。

○西島部長 大規模災害のレベルの対応というのは、これ、前のワーキングでも御意見、御指摘が出ており、そこがキーになると思います。

事前に国レベルあるいは都道府県レベルの各々の役割ということで、どういったことが想定されるのか、またどのような協定が望ましいのかは、具体的に東日本の例が非常にわかりやすいと思っております。例えば、本日御欠席の石井委員ですとか佃委員は石巻でも非常に御苦労された御経験がございますので、そのときに、できたこと、できなかったこと。できなかったことでも、やはり事前に、中央レベルで事前の調整があればうまくできたのではないかという想定もあり得ると思っておりますので、その辺は過去の事例を各委員からお寄せいただき、事務局のほうで整理をさせていただいて、ガイドラインに具体的にどういう記述ができるかは、またご相談したいと思っております。

○矢守座長 ありがとうございます。

問題提起いただいた委員の皆さん、いかがでしょうか。

ありがとうございます。じゃあ、御了解いただきましたので、今、事務局から御説明いただいた方向で、一度ちょっと検討していただいて、またそれぞれに、委員の皆さんにフィードバックいただければと思います。よろしく願いいたします。

それから、進行について、この部分、どこからでもというように私申し上げたんですが、大きく分けて、平常時の対応に関する記述と、それから、そのとき、災害時の対応の部分というふうに分かれるのかなと思ひまして、本当はその2つに分けてお尋ねをすべきだったのに、ちょっとミステークをしまして、一緒に伺ってしまっておりますが、もうここまできましたので、どちら

の側面でも結構ですので、お気づきのところを挙げていただければと思います。ほかにいかがでしょうか。

浦野委員、お願いします。

○浦野委員 15ページですが、14から15にかけて「一般ボランティア」という言葉が出てくるんですけども、「一般ボランティア」って聞いて、どういう人たちを想像するのかというのはちょっとわかりにくいのかなと思っていて、本当に素人の、そのときに来たボランティアもいれば、私たちみたいな災害救援系の経験のある人たちもいるし、テーマ性を持った、災害にも強いNPOもいるので、ちょっとそういういろんな種類の人たちがいるということをもう少し丁寧に書いたほうがいいのではないかなと。

○矢守座長 なるほど。事務局に伺いますか。それとも浦野委員に、こう書けという提案をいただきますか。「一般ボランティア」と書かないとすると、あるいはもう少し分けるとすると、どんな書き方をすると一番いいですかね。

○浦野委員 そうですね、どうしましょうね。「一般ボランティア」というと、ちょっと全部が一緒になっちゃいますもんね。

○寺尾委員 これ、「一般ボランティア」って言わなきゃいけないのでしょうか。専門家のところは看護師でありますとか、保健師でありますとか、介護福祉士でありますとか専門職名を書いておりますので、ボランティアでよいのではないのでしょうか。

○浦野委員 そうですね。

○及川委員 「一般」を外したらいいんじゃないかな。

○寺尾委員 「一般」を外せば、その業務が書いてありますから、物資の配賦であるとかというように書いてあれば、普通のボランティアで、素人の方の活用のことかなというように理解されると思います。

○浦野委員 ただ、本当に素人の一般の人と、ちょっと経験のあるところとはやっぱり違うということがあります。しかも、ある程度関係機関の人たちのコーディネーションもNPOボランティアがやっているケースもあるものですから、結局、現場に出ていくと、行政の職員さんがそこまでやり切れないという状況があったときに、そこをサポートする役割として動くことが多いものですから、そこら辺の幅も持たせといてもらったほうが。

○西島部長 はい。

○矢守座長 わかりました。名称はちょっと今から要検討だと思うのですが、多分、浦野委員の御指摘の骨の部分というのは、もちろんそれぞれお仕事を専門的に持っておられてボラン

ティア活動をされておられる方は専門家のところの記述でも含まれると思うのですが、ボランティアと言った場合にも、専門家の方とか、あるいは自治体の手が回らない部分を、ボランティアの専門家としてコーディネーションをしたりとか、自治体とかあるいは職能団体とのつなぎをやったりとか、そのあたりの部分が非常に実際の被災地では重要な役割を果たしているのです、そのことがもう少しわかるような形で記述していただくことが多分ポイントかなと思いますので、少しここも、じゃあ、その方向で。

○西島部長 はい、承知いたしました。工夫させていただきます。

○矢守座長 ありがとうございます。

ほかに、もうどこからでも結構です。お願いいたします。

○浦野委員 すみません、もう1個いいですかね。

○矢守座長 はい、どうぞ。

○浦野委員 12ページの、11から12ページの施設整備の羅列してあるところですが、ここに寝床に関する表記がないのですけれども、それはどこかに含まれるのでしょうかね。

○矢守座長 寝床というのは、ベッドとか。

○浦野委員 寝る、はい、ベッドとか……。

○矢守座長 布団とか。

○浦野委員 はい、そうですね。そこもかなり重要なポイントなので、しっかり書いといたほうがいいかなと。

○西島部長 記述がないようですね。それは記述するようにいたしましょう。

○矢守座長 ありがとうございます。福祉避難所のガイドラインなので、確かにずっと……。

○浦野委員 そうなのです。多分施設だったらある程度はあると思うのですが、一般の避難所が福祉避難室になった場合のところをちゃんと書かないと。

○矢守座長 何か浦野委員、具体的にこういう、もう本当に具体的な話ですけれども、こういう備品があるといいとか、こういう点が注意とかありますか。

○浦野委員 はい。ベッドはあったほうがいいですね。それは、段ボールベッドなのか、簡易ベッドなのかというのもそうなのと、あとは、そうだな……。でも、あとはここに書いてあるものでいいと思うのですけどね。マット、寒さ対策に関する暖房も書いてありますし、手すりも書いてありますよね。トイレ。

○矢守座長 確かに、介護とか介助とか、いろんなことを考えても、畳の上というよりはベッドがあることが大事ですよ、恐らく。

○浦野委員 そうですね、はい。

あと、質の向上のほうでもちらっと話が出たのですが、血栓予防のためのストッキングみたいなものもありますよね。ああいう何かこまごまとしたところというのは、ここにはそれは、備品のところには書かないのですかね。何かどこか別の場所に書いてあるのでしょうか、その辺の生活用品。

○寺尾委員 資材、物資は何か、別に何かリストがあるのではなかったですかね。

○浦野委員 あるのでしょうか。

○西島部長 細かいところのリストもわかりやすく記述するように、漏れがないようにさせていただきたいと思います。

○浦野委員 はい、わかりました。すみません。

○矢守座長 ありがとうございます。

じゃあ、ガイドラインのこの場所にどこまで細かく書き込むかは、少し別口のリスト化も含めて御検討いただきたいと思いますが、多分この箇所に現在の細かさのものが書いてあるとすると、いわゆるベッドの件も同じぐらい重要だという御指摘ではあったと思いますんで、その点も考慮して整理いただければと思います。ありがとうございます。

宇田川委員、お願いします。

○宇田川委員 今の点で、多分リストはきっと36ページあたりに、資器材の確保というところに幾らか羅列があったかと思ひまして、今の段ボールベッドは恐らく、36の上のほうの器物というところに多分段ボールベッドも入ってくるようなイメージかなと思います。

先ほどの11ページは事前の整備なので、あらかじめ建物としてどういう設備がいいかって話と、その場合は、もともとそういうバリアフリー化されている施設があったらいいですね、なるべくそういう施設をつくっていきましょうという方向性が一つ。2番目に、災害後に福祉避難所となった施設に、後で追加で器物を持ち込んで、よりよい環境にしていきたいと思いますという2番目の観点があると思います。もともとの施設としてよいところをつくっていきましょうというのと、災害後に器材をうまく追加していきましょうと。

後者のほうについては、器材調達になりますので、まさに36ページのところになると思います。その際、現場の方は費用負担などを気にされると思います。例えばある施設が、うちは福祉避難所でやってあげてもいいのだけでも、やろうと思うとちょっと、ポータブルトイレとか、それからベッドを備蓄しなきゃいけないのかなど。それは施設で全て持ち出しで購入するしかないのか、それとも市役所のほうで補助などしてもらえるのかなど。自治体や施設の方が、取り組みを実際

に始めようと思うと、気になるところのひとつだと思いますので、こちらのガイドラインか報告書のほうにもう少し細かく書いていただければ、現場の方の参考になるかなと思いました。

○矢守座長 施設と資器材の、あるいは平常時と緊急時の資材確保という整理、ありがとうございます。それからもう一つ、費用負担のところですね。ここも実務上非常に重要という御指摘でした。ありがとうございます。

じゃ、河崎委員。

○河崎委員 第2回ぐらいのワーキングでお話しさせていただいたのですが、今の浦野委員と宇田川委員につけ加える形になります。資器材等の確保につきましては、大体どこの自治体にも福祉用具の供給事業者がありますので、そこと実際において災害物資の優先供給協定、こういった部分をちゃんと結んでおくような形にしておけば、特に介護保険の物資というものになってきますと、購入対象のものとレンタル対象のもの、しっかり分かれておりますので、そのあたりは非常に参考になるかなと思います。輪島市も、その協定は3年ほど前に結んで、もし災害があった場合には、そういった事業所から避難所に対して優先的に供給をしていただけるような体制をさせていただいています。

○矢守座長 ありがとうございます。

じゃ、今のも、費用負担というか資器材の確保という件に関して非常に重要な御指摘いただいたと思いますので、事務局、いかがでしょう。盛り込んでいただくことで。

○西島部長 はい、承知いたしました。

○矢守座長 ありがとうございます。

○浦野委員 資器材の確保に関して、JRATという組織があつてですね。JRATって、ありますよね。ちょっと正式名称は忘れちゃったのですが、リハビリテーションとかその辺を、作業療法とかそういう人たちの職能の組織なんですよ。それで、誰か御存じな方いらっしゃいますか、JRATのこと。

○矢守座長 どなたか。それでは一言、御説明を。

○菅野氏 初めまして、福島赤十字病院でソーシャルワーカーをしています菅野と申します。

○矢守座長 ありがとうございます。

○菅野氏 お世話になっています。

僕も正式にお伝えする内容に過不足があるかと思うのですが、東日本大震災を教訓に、リハビリテーションの職能団体を中心とした12団体が全国レベルで構成を組んでいます。各都道府県の支部レベルで組織化したものなのですが、災害救護のDMATのように、緊急派遣ができるリハ職を

中心としたJRATという団体です。

実際、常総市のときにも派遣されていまして、そうした職能団体等との連携というのは非常に有効かなというところと、リハ職なので、生活機能が落ちていくときの早期介入とか評価とか、生活技能に関するところでは非常に有効に活躍できるところかなと思うので、何らかの形で連携がとれるといいのかなというふうには個人的には感じております。

○浦野委員 ありがとうございます。すみません。

○矢守座長 ありがとうございます。

○浦野委員 それで、そのJRATさんが、必要な資器材に関してオーダーを出すと、それを調達してくれて、避難所に入れてくれるというのをやってくださっていたのですよね。それを行政の窓口の人は多分聞いていたと思うのですが、私たち現場に行ったときに、やっぱり必要なところにそれがなかったので、もうちょっとちゃんと、そういうような組織があるのであれば、こういう組織ですよというような紹介というか、せつかくあるのであれば、そういうのもどこかに入れられないかなというように思うのですけどね。

○矢守座長 ありがとうございます。

今の資器材の確保という観点もそうですし、先ほどの議論に出てきた職能団体との事前の連携とか調整という論点ともかかわって、例えば今の団体、私も不勉強で知らなくて、まことに恐縮だったんですけども、それこそ福祉避難所の最初の一步のところがなかなか進まないような市区町村におかれては、そういう頼りになる全国的な職能団体として、福祉避難所に関してはどういふところがあるのかということに関する情報が非常に有益ではないかなと、私もそう思いますし、浦野委員の御指摘もそうだと思うんですけども。

今のガイドラインはそういった、ガイドラインに載っけるかどうかはちょっと別かもしれませんが、私は非常に個人的に重要な情報かなと思うんですけども、いかがですかね、事務局。アップデートしていきなさいけない種類の情報なんでね。

○西島部長 そうですね。非常に有益な情報でございますので、記載の仕方を少し工夫します。非常時でそういう連絡先がすぐわかるような状態とかですね。後ほど座長のほうからもお話があるかと思いますが、ちょっと工夫をさせていただきたいと思っております。

○矢守座長 ありがとうございます。

非常時もそうですし、日常的にも、そういうところがわかっているならば、いろんなアドバイスをすることもできると思いますので、ちょっとそこはじゃあ工夫して、どこかに盛り込めればなどというように思います。

どうぞ、宇田川委員。

○宇田川委員 そうしましたら、今の点と関連しまして、先ほど、専門家の応援派遣の話の中で、河崎委員のほうから都道府県の役割の話がございました。熊本とか岩手県など一部の都道府県でDCATという、県庁のほうから福祉の関係の専門家の横断的なチームを被災市町村に派遣して支援をするといった枠組みの取り組みがあると伺っております、これは、都道府県がつくっている公のものでございますから、それであればガイドラインに載せてもいいかなと思いました。

○矢守座長 ちなみに、何の頭文字ですか、D……

○宇田川委員 Disaster Care、何でしたっけ。

○浦野委員 福祉の専門集団。

○矢守座長 ケアのCですか。

○浦野委員 はい。

○矢守座長 なるほど。わかりました。

○浦野委員 あれって厚労省でしたか。

○宇田川委員 Care Assistance Teamです。ごめんなさい、Disaster Care Assistance Team。

○矢守座長 Disaster Care Assistance。そうですね、そういった民間団体ベースのものもあれば、都道府県がイニシアチブとっているようなものもあるという御紹介ですよ。

○宇田川委員 どこかの省庁つくるべきだという指針があって、それに基づいてつくっているかどうか背景と知らないのですが

○三瓶委員 福祉医療機構じゃないですか。福祉医療機構が中心の。

○宇田川委員 あ、そうなのですか。

○矢守座長 そうですか。

○三瓶委員 はい。

○宇田川委員 ちょっとその辺をいろいろ御確認いただければと思います。

○矢守座長 わかりました。

○宇田川委員 熊本、岩手県殿などが、つくっておられたと思います。

○矢守座長 ああ、そうですか。

○三瓶委員 たしか福祉医療機構から社会福祉協議会とか、そのような団体に声かけをしてつくっていると思いましたがね。岩手なんかはありましたね。

○矢守座長 ああ、そうですか。

○宇田川委員 あと、京都府も検討を始められていると聞き及んでおります。

○矢守座長 ありがとうございます。いろいろ先進的などいいますか、市町村、市区町村がまだまだちょっと力がなかなか及ばないところを、サポートしていただけるようなフレームワークが少しずつでき上がりつつあるということですので、そういった情報はやっぱり適切に市区町村にこのガイドラインとともにお伝えをすることが、ガイドラインそのものの有効性も高めると思いますし、この後の多分議題になっていくと思いますけれども、ガイドラインに沿って、どういうふうの実効性を担保していくかという点でも重要だと思いますので、ぜひその点も盛り込んでいきたいと思います。ありがとうございます。

一応時間的目安としては、そろそろこの議題2に充てようかなと思っておりました時間になりつつあるのですが、いかがですか。大体御指摘いただく——いや、どうぞぜひお願いします。

○浦野委員 すみません、11ページの「福祉避難所指定施設の環境整備」って書いてあるところというのは、事前に福祉避難所として指定してあるものということなのですかね。一般の避難所の中に設置される福祉避難所とは別のものなのか、一緒のものなのかというのは、どっちなんですか。

○西島部長 これは、想定では指定。

○浦野委員 指定。

○西島部長 指定のほうですね。一般ではない。

○浦野委員 一般の避難所の中も福祉避難ルームではないのですね。そうすると、一般の、具体的なこの環境整備に関する項目に関しては、一般の福祉避難室ではどんなふうにやればいいのかというのがちょっと抜けているのかなというように思うのですが。

○矢守座長 ありがとうございます。この件、私もちょっと。

ほかになかったですかね、そういった記述は。事務局いかがですか。ここは、それに相当した記述は今のところないですかね。

○西島部長 はい。

○矢守座長 わかりました。

これも大事な論点かと思しますので、ほかの委員の皆さん、御意見いかがですか。

どうぞ、河崎、その後、寺尾委員。

○河崎委員 いいですか。すみません。

○河崎委員 そうしましたら、この新ガイドラインの案に記載されているさまざまな項目におきまして一般避難所における地域的な福祉避難所スペースと、拠点的な福祉避難所、いわゆる協定

を受けた指定の福祉避難所、それぞれどちらに当てはまるのか。今、浦野委員がおっしゃったように、項目を一つ一つ追っていくと、それがどちらに当てはまるものかというのが、不明瞭な部分が結構見受けられると思います。そのことにつきましては、先ほど提出させていただきました質問事項にもお書きしたのですが、きれいにもし分けることができるのであれば分ける、もしくは両論併記をするということが必要となるのではないかと。

しかし、このガイドラインの案の本当に最初の冒頭のところに、ガイドラインの目的と位置づけというところで、「各市区町村等において、ガイドラインを参考に独自のガイドライン又はマニュアルを作成することを期待する」というふうな記述が大原則としてあります。そもそも、自治体には、災害対策として地域防災計画という上位計画があって、その下に福祉避難所というものがあります。となると、上位計画における地域防災計画においては一般避難所のことを掲載しておりますので、そこに付随される地域的な福祉避難所の扱いは、ほとんどどこの自治体でも記載はしていないはずで。輪島市でもそうです。

そうすると、地域的な福祉避難所スペースを活用した一般避難所での福祉避難所、そこを捉えるときには、しっかりと市町村における地域防災計画の位置づけを見直されることが望ましいというような見解を持ってこないで、私たち自治体の職員というものは、福祉避難所、そもそものマニュアルとか訓練が進んでいない段階で、自治体がつくるべきマニュアル、そこに一般避難所における福祉避難所的なスペースのことまでマニュアルにするとすると、ちょっと私もここは非常に混乱しているところで、仮に一般避難所における福祉避難所的スペースの活用がこのガイドラインに位置づけられることになると、私もマニュアルというものを、輪島市のものをもう一遍全部見直さなければならぬ。そして、見直すときには、うちの防災対策課でつくっている地域防災計画、それは災害、一般災害編、津波編、土砂災害編、うちは原子力編、それ全てを見直すということになってくるので、大変な作業が科せられることになるというのが率直な思いです。

以上です。

○矢守座長 ありがとうございます。今の件は、親検討会とも関係をしてくる大事な点かなというふうに理解をしました。

それで、河崎委員が最後におっしゃったのは、最後だけわからなかったのですが、どう大変になるんでしたっけ。これに位置づけられると。

○河崎委員 まず、各自治体において、地域防災計画の中に避難所の扱いについて取り決めをしています。

○矢守座長 ありますよね。

○河崎委員 そこに福祉避難所スペース、一般避難所での福祉避難所を設けると、それをこのガイドラインに、一般避難所における福祉避難所的スペースのことにについてガイドラインに書いてあることを、地域防災計画のほうに全て位置づけなければならないようにするのか。それとも、1段おろして、福祉避難所の設置・運営マニュアル等で位置づけるべきなのか。そのあたりは結構自治体によっても考え方が変わってくると。そういった危険性を非常にはらんでいるなという思い。また、私の頭の中でもうまく整理はできていないのですけれども、ちょっとどうあるべきなのかなという。

○矢守座長 なるほど、そうですね。ありがとうございます。

この論点として、今作成しようとしている新ガイドラインの中に、この単体のガイドラインのつくり方として、現在、一般の避難所における、いわゆる福祉避難所的スペースに関する記述がないですよね。それをどんなふうに盛り込むかという論点が1個あると思うのです。例えば、御指摘いただいたように、割と最初のほうに少し書いて、つまり、後の項目、1項目に、本来のという言い方は変ですけれども、独立した福祉避難所ではこうだ、一般の避難所の福祉避難所的スペースではこうだみたいなことを、全部併記していくというのは非常に煩雑な感じかなと思うので、入れるとすると多分前のほうでしっかり位置づけて、要所で各論のところでも触れるということはあると思うのですが、まずそういう論点が一つと、このマニュアル、ガイドラインをどうするかという論点と、あと、ガイドラインへの盛り込み方によって、市町村の方が今後これを実施に移していかれるときに、地区防災計画の中の書き方というか、それも含めて大きな影響があると思うのでという論点と、2つあるわけですね。

○河崎委員 はい。

○矢守座長 なるほど。ありがとうございます。

現段階で、事務局あるいは内閣府の方、いかがですか。

○西島部長 第1回でもその議論は最後のほうだったと思いますけれども、私、記憶しておりますが、非常に難しい問題だと思いますね。おっしゃるとおり、地域防災計画にもちょっと及びますので。この辺は、我々想定、作業としてはやはり単独といいますか、福祉避難所、我々が考えている福祉避難所。一般の避難所の福祉的なスペースというのは、どの程度記述するかということも少し問題がありますけれども、座長おっしゃるように、少しその辺は整理しないと、混同してしまうということと、それでしたら、今解決できない問題であれば課題、親検討会への報告なのか、御提案なのか、このワーキングの報告書としてまとめるのかというのは、また議論はありますけれども、こちらで整理しないと思っております。

○矢守座長 そうですね、すぐにちょっとどうというのは、結論出ないかもしれませんが、どうでしょうか。私は、個人的な考えですが、やはり親検討会とのすり合わせは必要な事項だとは思っています。

ただ、その親検討会とのすり合わせの結果として、本日一応この新ガイドライン案をここで御議論いただいて、これでいいだろうという、大筋ですよ、この後また細かい修正はあるとして、御了解をいただきたいと思っているのですが、その細かい修正がある中に、中の重要な一項目だという位置づけで引き取らせていただくのがいいかなと思うのです。細かいというのは、分量的にそう大きく変わらないという意味で、重要でないという意味ではなくて、むしろ非常に重要な記述だと思いますので、

確かに、こちらの福祉避難所のガイドラインに全く一般避難所における福祉避難所のスペースの記述がないというのは、それは親検討会の何とかに書いてあるという記述があるなら例えばでいいと思うのですが、それもないというのは、一体どこに書いてあるんだということになるので、じゃ、それは少し今から事務局とも検討しますし、それから、まず親検討会が今後まだ開催予定なので、そちらでもちょっと検討させていただく重要課題だというように認識はいたしました。

宇田川委員、お願いします。

○宇田川委員 今の点、多分第1回のときにその質問したような気がしたので、ちょっと繰り返します。一般避難所の福祉スペースのほうは親委員会のほうでやりますと。こちらのWGは基本的には「福祉避難所」のほうに注力しましょうという整理が事務局からあったように思います。ただ当時は、報告書の議論だったので、ガイドラインという成果物のイメージではなかったと思います。対象者の目線でいうと、福祉避難所に入る方はもともと一般避難所の福祉スペースにおられた方が移動したりする流れだろうから、2つの検討をぶちっと切るといかがでしょうかという意見を申し上げた、そんな経緯だったと思いました。

なので、今ある程度、こちらのWGのメインは福祉避難所でありながら、ある程度一般避難所の福祉スペースについても言及いただいているのは、多分この委員会の趣旨に沿ってくださったと思います。ただ、それでちょっとガイドラインとしての対象がわかりにくくなっているところがあれば、それをちょっとうまく位置づけなどを、前書きなり途中で書いていただければと思います。

恐らく一般自治体の方は、あと気にされるのは、費用面かもしれません。救助法上、一般避難所の福祉スペースの場合と、ちゃんと10人に1人の相談員などの要件を満たすレベルにした福祉避難所とした場合とで、費用負担などの運用がどう変わってくるか、実務の方は気にされると思

いますので、そのあたり書いていただければありがたいかなと思いました。

○浦野委員 多分そこをはっきりさせてあげないと一般避難所で設置するのに躊躇するので。そうすると、どんどん状態悪くなっていってしまう人がいるので、そこは押さえていただけるとありがたいですね。

○矢守座長 ありがとうございます。

福祉避難所の実践的なでき方とか運用の仕方を考えると、一般避難所や一般避難所の特に福祉避難所的スペースとの、今、流れの中、あるいは連携、関係性が大事だという御指摘でしたので、それはもう本当にそうだと思いますので、そのことがこちらのガイドラインの明示的な記述としてどう出てくるかというのはまたちょっと今後の課題ですが、親委員会との関係で、しっかりそこは押さえたいと思います。ありがとうございます。最後にというか、非常に大事な論点を出していただいて、ありがとうございます。

それでは、一応最後のお声がけということですが、ここまで、今の議題2に関して、ほかに、御意見は特によろしいでしょうか。

○宇田川委員 すみません。

○矢守座長 では、お願いします。

○宇田川委員 1点、短く。体制のところ、福祉避難所等を見る専門の部署をつくるということがあったりとか、それを福祉部署のほうにというように、かなりきちっと書いているところがありました。一部の市町村さんでは防災部署の中に、もう福祉、要配慮者対策班みたいのを常設しているところもあったりしまして、それを妨げるものではないというのがあるかなと思いますので、ちょっとその辺、「原則は」とか、「など」とかしていただければと思います。

○矢守座長 ありがとうございます。大事な点だと思います。

事務局、該当箇所、おわかりですよ。

○西島部長 はい。

○矢守座長 ありがとうございます。

○西島部長 承知いたしました。

○矢守座長 では、そろそろちょっとタイムコントロールもというように思いますので、熱心な御議論といたしますか、本当に大事な点を御指摘いただいて、ありがとうございます。そのまま通り過ぎてはならない大事な点を出していただきました。

では、一応これで一区切りをつけさせていただいて、次に、ほかにも議題ございますので、ちょっと先に進ませていただこうと思います。

次は、この後、ガイドラインができていった後、ガイドラインについて、やっぱりよりわかりやすく表現をして、さらにそれを定着化させる取り組みの一つとして、今、ガイドラインそのものが結構分厚いというか大部のもので、その要約版をつくっていただいて、普及啓発、さらには定着化に役立てようということで進めていただいています。この件について、事務局から、ここでちょっと御説明をいただきたいと思います。

○西島部長 ただいま座長のほうから御案内がありましたとおり、ガイドラインそのものはこういった形で作業を進めさせていただきますが、やはり実態として市町村定着化、そもそも福祉避難所の問題意識といますか、なかなか進んでいないという現実がございますので、その取り組みの一環として、名称はまだこれから考えますが、要約版的なものを作成するということを考えてあります。

今回のガイドラインの改訂は、これまで自治体が実際取り組みに着手できていないという現実もございますので、その事前の準備を拡大していくということを一つの目的としてあります。ガイドラインそのものが情報提供の側面もございますので、現在お示ししている資料ナンバー4のような形をきっちりつくるということも大事でございますが、やはり初めて市町村で福祉避難所の設置・運営を取り進めようという担当者にとりまして、これ自体、工夫して作成することは心がけますが、これとは別に、やはり全体的に網羅して、いざとなったとき、あるいは平常時でもそうでございますけれども、非常にわかりやすい、取り組みやすいエッセンスを取り出して、これを普及・展開するというのも取り組みの一つとして重要な柱だというふうに認識しております。

その中身ですが、平常時、災害時の取り組みのポイントを簡潔に、しかも、エッセンス、わかりやすく、本編のガイドラインを誘発して読みたくなるようなものですね。例えば家電製品の取扱説明書は、こんな分厚いので、なかなか読まない。最近は家電メーカーも工夫しておりますので、すぐセットできるという、すごい簡易版のものがあるかと思っておりますので、ああいったイメージをちょっとつくらせていただきたいなど。それをもって、例えば市町村の説明会にもそういうものをもって説明をして、身近に感じていただく、興味を引く、御関心を持っていただくという取り組みも必要ではないかなというお話が出ております。

それとあと、冒頭に災害時の避難行動要支援者支援計画等々もございまして、まず最初に市町村の方が疑問に思うこと、質問されるようなこと、そもそも福祉避難所、先ほどの一般の避難所の福祉スペースとの違いとか、その辺のところの、よくある質問ではないのですが、FAQ的なものを導入して、そういった要約版、それがわかる、エッセンスがわかるものも少し成果物とし

ておつくりして、具体的な普及啓発に努めていきたいというように思っておりますが、これがただいま座長と内閣府とのお話の中で出ておりますので、御了解いただければ、この製作にも作業を進めさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○矢守座長 ありがとうございます。

今御説明ありました要約版について、あるいはその附属資料とか、これからガイドラインを具体化、あるいは定着化していく取り組みについて、何かお気づきの点とかございますか。多分、FAQとか、さっき幾つか、例えばですが、宇田川委員から自治体の方はこんなことを多分気にされますよというような角度の御意見を二つ三ついただきましたけれども、そういったものは本当にFAQの有力候補としていいんじゃないかなと思いますし。よろしいでしょうか。

どうぞ、三瓶委員。

○三瓶委員 まだ未発表ですが、こんな形で老施協のほうでは各施設に徹底をしようということ。このぐらいの要するにパンフレットで、住民が見てもすぐわかるというようなものがつくっていただければよりいいのかなと思います。

○矢守座長 それはA3裏表1枚。

○三瓶委員 裏表1枚。

○矢守座長 A4でいうと4ページぐらいの分量ですね。

○三瓶委員 そうです、はい。

○矢守座長 なるほど。ちょっと具体的な様式とかデザインは事務局でまずは原案をというように思いますが、恐らくその中で委員の皆様にもちょっとアドバイスをいただいたり、そういうことがきっとあろうかと思っておりますので。方向性としては非常にいいことだと、つくらないほうが良いという意見は多分余りないかなと思いますので。ありがとうございます。

では、ちょっと時間も押していますので、ほかに、次の議題もありますので、今の要約版についてはそんな方向で、ぜひ進めていただきたいと思います。

○西島部長 はい、承知いたしました。

○矢守座長 よろしくお願ひします。ありがとうございました。

それでは、これまでのところ、議題2、メインの議題、もう十分に御議論いただきましたし、少々時間も押していますので、私のほうではあえてもう繰り返しの取りまとめはいたしません、その都度、委員の皆様のお意見集約させていただいたつもりです、事務局ともやりとりさせていただいて、今後すべきこと、ここで押さえるべきこと、確認させていただけたかと思っております。

で、議題3のほうへ移らせていただこうと思います。

それじゃ、まず議題3、報告書、ガイドラインとは別につくる報告書及び検討会、これは親検討会ですね、提案について、御説明を事務局からお願いします。

○西島部長 資料ナンバー5のパワーポイント横、A4の横の1枚物でございますが、御確認いただきたいと思います。

これまで当ワーキンググループでの検討結果を踏まえまして、ガイドラインの改訂の作業を進めてまいります。それ以外でもいろいろ、さまざまな御意見が、課題等がございますので、これを当ワーキンググループの報告としてまとめて、まとめようということでございます。

福祉避難所に関しまして、今後の取り組みが期待される課題につきまして、やはりガイドラインに盛り込めないさまざまな問題、課題意識を持っておりますので、一般避難所に共通するとと思われる課題につきましては、親検討会への提案ということでまとめをさせていただきたいと思っております。

今後、内容につきましては、5でお示ししているのはあくまで大きな柱立て、目次でございますので、内容につきましては、各委員の皆様と座長あるいは内閣府との御確認をして、内容につきましては個別に御相談申し上げて作成をしてみたいというふうに思っております。本日の議論も踏まえました形で内容を少し整理して、御提示をさせていただきたいというように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○矢守座長 ありがとうございます。

資料5を御覧いただいていると思います。これまでの議論の中で、早速といいますか、例えばこの検討会への提案のほうでいうと、2番の②ですかね。一般避難所における要配慮者対応の検討が、まさに一般避難所における福祉避難所的スペースの御議論に相当するかなと思いますし、それから、全国レベルの職能団体との事前連携等の必要性や、都道府県における取り組みの必要性などは、左側の報告書(案)の2番あたりに相当するものかと思っておりますので、本日の御議論も踏まえていただいた上で、少し書き足し等はしていただけるかなと思っておりますが、それも含めて、じゃあ、委員の皆様から、この報告書(案)、それから検討会への提案(案)について、御意見を願ひいたします。

いかがですか。

宇田川委員、お願いします。

○宇田川委員 ちょっと場つなぎで時間をいただきまして、先ほどのちょっと体制のときにお願

いを申し上げたのは、こちらの福祉避難所のほうは、恐らく実務的には、災害が起きた後は福祉部署の方が中心になるのはそのとおりのと思いますが、防災と全く切り離されてしまうと、ちょっといろいろと難しい点があると思ひまして、この一般避難所のほうは、市民部や防災部署なども担当する場合もあると思うのですね。一般避難所の中に福祉スペースがあり、一方、福祉避難所もあり、これはやっぱり防災と福祉の部署が接続しながらやってもらいたい分野と思うわけなのです。なので、この報告書なり、あるいはさっきのチェックリストとかも、主管部署は必要なのですが、一番大事なのは多分その両部署が密接に連携していくんだといったことが一番先にあって、その中で、じゃ軸足はどっちの部署かなというところがあってほしいと思ひます。

また避難で、一番最初の緊急避難であれば、名簿の活用においても、防災部署のかかわりが大切だと思います。そのあたり、名簿というのも福祉の方も使うし防災の方も使いますから、両部署が協力しながら市民のためにやっていってほしいというのが多分頭に来てもらったらいいかなと思ひました。

○矢守座長 ありがとうございます。

「頭」と最後おっしゃいましたけれども、具体的に、この資料5でいうと、今、宇田川委員がおっしゃったこと、非常に重要な点だと思うのですけれども、どこにどういうふうな記述をするという形で御提案。

○宇田川委員 例えば検討会の提案、あるいはワーキングのほうでも、それぞれガイドラインが一般避難所についても、たしか報告書が出ると思うのですが、そのときに、一般避難所というものと福祉避難所が全然異なる場所があるということではなくて、被災地全体として市民目線で、多様な被災者の健康確保のために、一般避難所から福祉避難所までの施設が運営されているんだということを総体として取りまとめるような親委員会の報告書があり、その下に福祉避難所部分もぶら下がっていたらいいのかなと思ひた次第になります。

○矢守座長 なるほど、わかりました。福祉避難所で、このワーキングでやるのが、ガイドラインをつくるということに方針がなったときに、そもそもそのガイドラインが、あるいはガイドラインによって記述されている福祉避難所の運営や設置に関する事柄が、一般避難所の設置や運営に関する事柄の中でどう位置づけられるのかというのは、親委員会のほうでしっかり位置づけますという御了解のもとでやっていますので、そのことが、いわばここにある報告書（案）、検討会への提案のゼロ版というか、そういう形で位置づけをしっかりとくださいという御用命だったと思ひますので、私としては何かゼロ版扱いかなと。一番冒頭にそもそもそういうことがあって、さらに一部、各論と言うと失礼ですけれども、防災部局とそれから福祉関係部局との連携と

いのですかね、福祉避難所を運営していくときの市区町村の組織体制においても連携が求められるということも冒頭御指摘でしたので、そのことも明示化していただくほうがいいかなと思いました。

○宇田川委員 物理的に頭でなくてもいいのですが、心としてそれが最初にあるというのがあったらありがたいかなと思いました。

○矢守座長 ええ、ありがとうございます。

○宇田川委員 特にちょっと、それとあと最後、さっきの要約版を配るときに、それも市町村に配ると思うのですが、それがどっちか、福祉だけに回ってしまったりとか、防災に回ってしまったり……

○西島部長 一番そこが、はい。

○宇田川委員 どちらか片方だけではなく、両方で見て考えていただきたいなど。

○西島部長 もともとの、はい、そうですね。

○宇田川委員 両方で見てくださいというようになっていただければと思います。

○西島部長 そこはちょっと十分に配慮したつくりをしたほうがよろしいですね。

○矢守座長 そうですね。ありがとうございます、大事な御指摘で。今後、説明会になるのか、これを普及・展開していくときの、そもそもどこへ配るかとか、どの部局の方にお声がけするかとか、そもそもそういう第一歩が大事だという御指摘もあわせていただきました。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょう。

浦野委員、お願いします。

○浦野委員 今と関連してなんですけれども、何か災害が起こったときに、行政の窓口として災害対策本部と医療対策本部というのができて、医療対策本部はDMATとか日赤さんなんか福祉・保健・医療部局の行政機関と一緒にいろいろ情報共有、集約をしていくというのは聞いているのですが、災害対策本部との連携が全然とれていなくて、せっかく日赤さんとかDMATが俯瞰情報を、避難所に関する全般の俯瞰情報を持っているのに、災対本部と共有されていないので、それが俯瞰情報として活用し切れていないという問題があるということを知ったのですよね。なので、ちょっと多分今の話とも重なるのかもしれないのですが。

○矢守座長 恐らくそうですね。危機管理マネジメント系と医療福祉系というのが多分二本柱で立ってしまうでしょうね、組織がね。わかりました。

○浦野委員 でも、一般避難所の中に、ずっとちょっと懸念しているグレーゾーンからハイリス

クにいつてしまうというその過程があるので、ここはぱつりは分かれなかなというように思うと、もうちょっと行き来できるような形にしたほうがいいかなと。

○三瓶委員 確かに命令系統というのは、東日本だと、警察がいて、自衛隊がいて、そのほかのボランティアがいて、国がいて、県がいて、村がいてと、それぞれ動いて情報が共有できないというのがその一つの漏れる要素になっていましたのでね。その辺のやっぱり情報の共有というのは物すごく大切だと思いますね。

○矢守座長 佃委員、いかがですか。私は看護系が全く詳しくありませんし、ちょっとこれまで出席いただけなかったので、議論、フォローし切れていないところもあるかもわかりませんが、今、医療看護系と危機管理系との連絡の不備というか、そういった話題もありましたし、その他のことも含めて、何かお気づきの点あったら、ぜひ。

○佃委員 宮城県でもやはり同じようなことが起きていました。対策本部が立ち上がり本部の中では共有できていたとは思いますが、全体で共有できていないことがありました。例えば感染症が蔓延の危険があるとの情報があってもその部署だけの対策になっていて全部署・県内全体で共有できていないという混乱状態がありました。

看護のことに関しては、看護協会は全国組織になっていますので、看護職の支援要請は県・自治体からその県の看護協会が受けることになっています。災害の規模に応じて、県内で対処できないと判断したら、日本看護協会に支援要請を行います。支援場所、人数等所定の用紙に記載をして日本看護協会に支援を求めています。今回は93カ所の避難所・病院から要請がありました。県内の災害支援ナースだけで人数は見込めませんでしたので日本看護協会の支援を求めました。全国展開しても必要支援数には届きませんでした。日本看護協会の災害コーディネータが要請のあった避難所を回りトリアージをして必要な避難所に支援しました。

福祉避難所ができるまで時間がかかったことで、褥瘡ができた人たちが多かったです。褥瘡に関する専門的な知識を持った人たち（認定看護師）や感染管理の認定看護師を災害支援ナースとして派遣してもらうことも言ってきました。被害が広範囲でひどい状況で、問題があり過ぎてなかなか共有できるところまでいかない混乱時期があったと思います。

後日、看護管理者から「SOSの出し方がわからなかった。どこに相談すればいいかがわからなかった。」等ありましたので、平常時から災害発生時の合同訓練を行うようにしました。日本看護協会、県看護協会、医療機関看護部で3日間にわたって行っています。

また宮城県看護協会として災害連絡票も作成しマニュアルに掲載してあります。

震災後県・仙台市と災害協定を結びました。。

○矢守座長 ありがとうございます。

さっき出ました全国的な職能団体との連携とも絡んで、看護協会さんの中の強固な組織と、そういう体制が一方でありながら、多分物理的にはすぐ横にいると思うのですけれども、例えば一般避難所を預かっている部局との連携がなかなかうまくいなくて、例として出していただいた、例えば褥瘡のケアをしてくださるような方が十分にそれを必要とする場所に行けていなかったというようなことがあったという多分、ことかなというふうに思いまして、やっぱり同じ全国的な組織をつくるということの必要性和、それが横で連携しないとうまくいかないなという。さっき宇田川委員と浦野委員がおっしゃっていたことにつながる御意見だったと思います。

○佃委員 あと、よろしいですか。

○矢守座長 どうぞ、もちろん。

○佃委員 今回、宮城県で、私たちは災害フォーラムというのを看護協会で3月12日にしますが、そのところで全国に発信したいと思うことが幾つかありまして、その中の一つに平常時の訓練という、このことが物すごく大事だということを皆さんに発信したいなというように思っているのですね。訓練していて、実際避難、福祉避難所とかで、福祉施設で避難をして、それで全員の命が助かったという、そういう何回もやっていて、避難所と指定されたところまで全員を避難させるのにどのくらいの時間がかかったかというのをきちんと測定していたがために、今回、その避難所に避難しないで別なところに判断をして、それで全員が助かったという、こういうようなこともあつたりしますので、平常時のということ、力を入れて皆さんにお伝えしたいなというように思っているところなのです。

○矢守座長 ありがとうございます。

訓練については、たしか高知の例を宇田川委員からも出していただきましたけれども、あの訓練なんかは看護系の方と危機管理系の方と両方参加していましたよね、私も資料とか見ると。だから、確かに訓練といった場合に、それぞれのセクションでやっていくこともとても大事だと思いますし、そもそもそのときに、今仮にちょっと白黒をつけ過ぎかもしれませんが、防災系と医療福祉系と仮に呼ぶとすると、その2つの大きな柱が訓練のときから連携するような試みが必要だろうと思いますので、そういったこともこのガイドライン等でプロモーションできるのかなと、今御意見を伺っていて思いました。ありがとうございます。

ほかに、今の件、いかがでしょう。報告書（案）、検討会への提案の案について。

では、よろしければ、最後にまたちょっと、ほかに総括して御意見を伺う時間もあると思いますので、一旦、3番の議題、ここで区切りとさせていただきます、本日もう一つ、4番目の議

題がございますので、そちらのほうに移らせていただいてもよろしいでしょうか。

いいですか。ありがとうございます、御協力いただきまして。

それでは、4番目ということで、資料5でよろしかった。違いましたっけ。

○西島部長 ちょっと資料は特に。

○矢守座長 資料はなしでしたっけ。

○西島部長 はい。

○矢守座長 最後の、今後のガイドラインのまとめ方ということで、御説明をお願いします。

○西島部長 それでは、事務局におきまして、本日、非常に貴重な御意見、御指摘いただきましたので、それらをまた反映いたしまして、ガイドラインの修正作業を進めさせていただきます。

今後は、個別に各委員、本日御欠席の委員も含めまして、基本的にはメールベース、それと個別にお伺いする時間も設けようかというように思っておりますので、また事前に御連絡を申し上げて、本日いただいた宿題等々を含めまして、ガイドラインの案と、その要約版、報告書、検討会への提案、成果物盛りだくさんでございますけれども、鋭意修正作業をさせていただいて、その都度各委員のほうには、基本的にはメールで、個別にお伺いして御意見を承る時間も設けたいというように思っております。最終的には、矢守座長に御相談申し上げて決定をさせていただきたいという流れで考えておりますので、ぜひ御了解をいただきますようお願い申し上げます。

よろしくどうぞお願いいたします。

○矢守座長 御説明ありがとうございました。

では、確認ですけれども、今後、ガイドライン、それから報告書（案）、ガイドライン（案）ですね、新ガイドライン（案）、報告書（案）、親検討会への提案の案、いずれにつきましても、本日また多くの重要な御指摘いただきましたので、そして、何が重要なポイントだったかも共有できたかというように思っておりますので、各委員に、本日御欠席の委員も含めて、事務局にはお疲れさまですが、御意見を伺っていただけるということですので、まず、そのステップを踏みたいと思います。ですので、各委員の皆様におかれては、その段階で不備な点など、追加のリクエスト等がありましたら、事務局に御意見を言っていただきたいと思います。そのステップ終わりましたら、最後は集約をしないとイケませんので、甚だ僭越ではございますが、その最後の最後のステップのところは私のほうで見させていただいて、事務局それから内閣府と相談をさせていただいて、最終案ということにさせていただこうと思っておりますので、そのツーステップの進め方ということで御了解いただけますでしょうか。よろしいですか。

どうもありがとうございます。じゃあ、責任を持って最後のステップのところは頑張りたいと

思いますので、その前段のところ、委員の皆様においてはよろしく願いをいたします。

それでは、もしここで最後にもう一言という御意見、ちょっと承りたいと思います。それが終わりましたら本日完了ということにしたいと思いますが、何か最後に御意見等ございますか。

じゃ、お願いします。及川委員、お願いします。

○及川委員 先ほど、ガイドライン等の配布のことについてちょっとお話あったのですが、原則的には、これは自治体への配布という理解でよろしいでしょうか。

○矢守座長 事務局、いかがですか。

○西島部長 基本的にはそういうことになります、はい。

○及川委員 これ、今回委員に委嘱されている皆様方には来るとは思いますが、全国団体とかそういうところへの配布を考えられているか。なぜかといいますと、せっかくガイドラインが出て、そのガイドラインのすき間を埋めていく作業は各全国団体の組織や市民がやるわけですね。そうすると、そのガイドラインに盛り込まれていることがよく全国組織のところではわかっていないと詰めがなかなか、どう進捗しているかも含めて、なかなかつかめないで、そういうところをぜひ御検討いただきたいなと思って発言させていただきました。

○矢守座長 ありがとうございます。大変大事な。

ガイドラインと、あと要約版もつくるわけですね。それも含めて、事務局、いかがでしょうか。

○西島部長 今、非常に重要な御示唆いただいたとっておりますので、その辺も含めて部数、作成部数と、あと、どう普及・展開・周知をしていくかという方法、いろんなホームページですとか、普及啓発の方法もございますので、これに関しましても事務局で少し考えまして、各委員に御相談申し上げたいと思っております。

○矢守座長 ありがとうございます。

○及川委員 実はやっぱりこれは、このくらい時間をかけて、このくらい御熱心に検討いただいたので、実が上がらないと全く意味ないものですから、ぜひ検討していただきたいと思います。

○西島部長 承知いたしました。

○及川委員 よろしくお願いします。

○矢守座長 及川委員の御意見、私も全くそのとおりだと思います。せっかくこれだけのエネルギーをかけて、委員の皆様にもお忙しいところお集まりいただいて、いいものに仕上がりがつありますので、それができるだけ多くの方の目に触れて役立てていただけるようなガイドライン本体、それから要約版の配布、及びそれを使った俗に言う普及啓発の部分ですね。もちろん今後の

経費等にもよると思うのですけれども、でも、そこをしっかりとやらねばならないという方針はここで確認をしておきたいと思います。大変大事な御意見ありがとうございます。

じゃ、宇田川委員、お願いします。

○宇田川委員 今、これをぜひ多くの方に御覧いただきたいということだったと思います。まさに及川委員のお話にもありましたので、最後はすごくグラフィカルに見やすい概要版もつくられると思うのですが、一方で、見えにくい方、見えない方が簡単にホームページでダウンロードして読めるような、テキスト形式などで、それこそぜひ及川委員にもお聞きいただいて、見えない方でもアクセスしやすいような形式でも載せてもらえればと思います。

1点、障害者関係、ちょっと余り本日議論できなかったのですが、ガイドラインでいうと10ページのところに、種別に応じた、対象者の特性に応じた福祉避難所ということで、高齢者福祉避難所、障害者福祉避難所、妊婦・乳幼児避難所等とあります。ガイドラインに全部書き切れないとは思いますが、多分この障害者福祉避難所というのは、全ての種別の障害者を全員まとめてここに集めましょうという意図ではないとは思いますが。障害のある方の福祉避難所がいかがあるべきかということは、多分報告書レベルになると思うのですが、そうした内容とともに、恐らく大事なことは当事者の方の御意見を聞いて、勝手に誰かが決めるのではなくて当事者の方の御意見を聞きながら、一緒になってつくっていかうとするプロセスだと思います。

○西島部長 ありがとうございます。貴重な御意見、承りました。

○矢守座長 ありがとうございます。

○河崎委員 よろしいですか。

○矢守座長 河崎委員、お願いします。

○河崎委員 周知の関係で、及川委員の御発言にちょっと追加させていただきたいと思います。

いわゆる自治体におきましては、福祉避難所の協定までは進んでいると思います。この協定がどうして進んだかということをついていろいろ聞いてみますと、前回のガイドラインに、手前みそで恐縮ですが、ひな形という形で事例を掲載させていただきました。そこから相当な割合で私どもにも連絡が入っておりまして、それを参考につくった自治体が結構あります。ということなので、できればまた輪島市とか浦安市、そのあたりは福祉避難所の設置・運営マニュアル持っていますので、そういった部分もつけていただくということが、さらなる周知につながるのではないかと考えております。

それともう1点は、及川委員がおっしゃったように、福祉避難所の協定を結んでいる団体あたりにまでできたら、簡易版でも構わないので出していただけると、今度はそちらの側から自治体

に対して、マニュアルありますか、訓練しませんかというような、逆の問いかけがあるかもしれません。そういったことにつなげるためにも、ぜひ及川委員がおっしゃったような普及啓発、自治体だけではないところへの周知もぜひお願いしたいと思います。

○矢守座長 ありがとうございます。

前半、2つ御意見いただいたと思うのですが、ひな形とかフォームとか、これは既に御計画ですよね。

○西島部長 そうですね、はい。附属資料でおつけする予定でございます。

○矢守座長 ありがとうございます。

後半御指摘いただいたことも、先ほど確認できたと思いますので、具体的にどういうところかはこれからまた考えてまいりたいと思いますが、確におっしゃるとおりで、これだけいろいろな職能団体との関係、連携、必要だと、あるいは協定が必要だと言いながら、このガイドラインとか、あるいはその簡易版、それを自治体さん側だけというのは確かに戦略としても不十分だと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。ありがとうございます。

○河崎委員 あと、職能団体のリスト、できたらいただきたいと思います。

○矢守座長 なるほど。さっき議論出た点ですね。

○河崎委員 そうです、はい。

○矢守座長 これは、事務局、いかがですか。

○西島部長 情報収集させていただいて、ぜひこれは。

○矢守座長 皆さんの御協力が必要ですよね。

○西島部長 はい、そうです。ご教示いただきたいと思っております。

○矢守座長 委員の皆さん、いろんな方いらっしゃるので、それぞれから、こんな団体がある、本日幾つか御紹介いただいた、イーラットでしたっけ、など含めて、事務局から情報収集していただいて、こんな団体が福祉避難所の設置と運営に関しては非常に重要な役割を担うはずだというところ、皆さんで共有もしたいと思いますし、それも付録的に。ちょっと計算の仕方は後で御相談だと。

○西島部長 承知いたしました。

○河崎委員 職能団体の電話番号と事務局、そのことを言うたら通じる。災害時に私たちは電話をしたいので、通じる電話番号と担当の課とかを明記いただければ、なおありがたいと思います。

○矢守座長 なるほど、わかりました。

○西島部長 詳細な情報を、はい。

○矢守座長 ありがとうございます。

では、大体議論出尽くしましたでしょうか。ありがとうございます。

本日もしくはなく、これまで3回ございましたので、4回ワーキンググループ積み重ねてまいりまして、たくさんの御意見、それから貴重なアドバイスを賜りました。本当にありがとうございました。一応これで一区切りということになりますので、委員の皆様にお礼を申し上げつつ、それから、まだ終わりではなくて、個別に御相談に伺うということですので、引き続きの御協力をお願いしたいというふうに思います。

じゃあ、最後になりましたけれども、ここで内閣府より一言御挨拶を頂戴したいというふうに思います。じゃ、よろしくをお願いします。

○中村参事官 それでは、一言御挨拶を申し上げます。

まず、本来、当初におりました政策統括官の加藤から御挨拶を申し上げるべきところですが、公務のため失礼をしてしまいましたので、私のほうでかわってさせていただきます。

皆様方におかれましては、お忙しいところを4回にわたって精力的な御議論をいただきまして、どうもありがとうございました。非常に思いのこもった熱心な議論をいただきまして、おかげさまで、まだ作業がございますけれども、充実したガイドラインができるのではないかとこのように喜んでおります。

ただ一方で、これだけのものができ上がって、本日も種々御議論いただきましたけれども、これをいかに実際にやっていただくかというところがさらに大事になってくるのかなというように思っております。例えばいろんな情報の提供ですとか、各方面へのお知らせといったものもいろいろ御議論いただきまして、そういったもの、もしかしたらこのガイドラインの世界というよりも、担当官庁として内閣府のほうでの総合的な取り組みの中でやっていくべきものももしかしたらあるかもしれないなというように思っております。そのあたりは座長やこのワーキンググループの事務局の日赤さんのほうともよく御相談させていただいて、本当に実のあるもの、対応にしていければなというように思います。

こういったものをどのように進めていくかも含めまして、会合としては本日が最後というところがございますけれども、今後ともお力を貸していただきたいと思っておりますので、そちらのほうをお願いいたしまして、内閣府からの御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○矢守座長 ありがとうございました。

本日のワーキングは、これで完了ということにさせていただきたいと思っております。

どうも4回にわたりまして、本当にお力添えいただきましてありがとうございました。